

# 「災害廃棄物処理対策に関する行政評価・監視」の結果 に基づく通知に対する改善措置状況

総務省東北管区行政評価局は、「災害廃棄物処理対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく通知（平成30年12月通知）に対する改善措置状況について、環境省東北地方環境事務所から回答を受け、その概要を取りまとめましたので、公表します。

【調査実施時期】平成30年5月～12月 【調査対象機関】環境省東北地方環境事務所、県(6)、市町村(227)、関係団体 【通知日】平成30年12月4日 【回答日】令和元年5月31日

## 主な通知事項 (H30.12) (( )内は、調査結果 (H30.6時点) のポイント)

## 回答要旨 (R1.5)

**【か】仮置場候補地の選定** (詳細版8ページ)  
・仮置場の具体的選定方法や、必要面積の推計方法など、必要な指導・助言を行い、市町村による適切な仮置場候補地の選定を促進  
(仮置場候補地選定済みは 225市町村\*中**47市町村(20.9%)**)

・令和元年度に開催する協議会※において、必要面積の推計方法や、仮置場選定のチェックリストの活用の説明など、必要な情報提供を含めて助言

**【き】関係団体との協定** (詳細版7ページ)  
・協定の締結や、県協定の活用など、市町村の体制構築を支援  
(し尿等収集について関係団体と協定締結済み・県協定を活用は225市町村\*中**118市町村(52.4%)**)  
(廃棄物撤去について " 225市町村\*中**141市町村(62.7%)**)  
(家屋解体について " 225市町村\*中**106市町村(47.1%)**)

・令和元年度に開催する協議会※において、協定の締結状況の共有の他にも協定内容の確認や被災自治体における受援体制の具体化、県協定の活用について確認をしよう等、継続的な情報更新を行うことで連携・受援体制整備を促進

**【く】国・県・他市町村との連携** (詳細版5ページ)  
・市町村間の協定の締結を促進  
(他市町村と活用可能な協定ありは225市町村\*中**124市町村(55.1%)**)  
・ブロック内での相互の受入体制、他の地域ブロックとの連携方策などの構築を促進  
(東北ブロックの広域的な処理方針が未設定)

・令和元年度に開催する協議会※において、協定の締結状況の共有の他にも協定内容の確認や、参考となる事例や情報の提供などを行い、市町村間の連携・受援体制整備を促進  
・令和元年度に開催する協議会※において、ブロック内の相互の受入体制、役割分担の検討、各県の被害想定・県内の状況の共有などを実施

**【け】災害廃棄物処理計画の策定** (詳細版2ページ)  
・処理計画の策定に資する資料(策定マニュアル・ひな型・策定例等)の提供などの効果的な支援を実施  
(災害廃棄物処理計画策定済みは 6県中**5県** 227市町村中**18市町村(7.9%)**)

・令和元年度に開催する協議会※や説明会において、処理計画策定の際の課題や障害、策定の際に県・市町村が必要とする情報を整理するとともに、処理計画の策定に資する資料を提供

主な通知事項 (H30.12) (( )内は、調査結果 (H30.6時点) のポイント)

回答要旨 (R1.5)

【こ】仮置場の場所や受入可能品目等の**広報方策** (詳細版9ページ)

- ・市町村において、チラシの案を作成することなどを盛り込んだ具体的な広報手順をあらかじめ決めておくよう指導・助言

(広報方策策定済みは18市町村中(処理計画策定済みの市町村)12市町村(66.7%))

- ・令和元年度に開催する協議会※等を通じて、事前にチラシの案を作成することなどを盛り込んだ具体的な広報手順や手段の策定を促進

(注)1 【かきくけこ】とは、災害廃棄物処理に係る初動対応のポイントの頭文字。詳細については以下参照。

2 \*ほぼ全域が帰還困難区域となっている2町を除く。以下同じ。

3 ※災害廃棄物対策東北ブロック協議会を示す。令和元年度においては、令和元年9~10月頃に第1回、令和2年2~3月頃に第2回の開催が予定されている。

災害廃棄物の処理に係る初動対応のポイント【かきくけこ】

か 仮置場	<p>仮置場候補地の事前検討・選定が未実施であると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後、急きょ公園・グラウンド等の公有地等を仮置場に選定せざるを得ない</li> <li>・周辺住民から臭気・車両渋滞等の苦情が発生し、すぐ次の用地選定に迫られる</li> <li>・搬入管理の対応ができず、野放図な投棄場となる</li> </ul>
き 協定	<p>災害発生時の廃棄物収集等に関する関係団体との協定が未締結であると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後一定期間、廃棄物の収集体制が組めず、迅速な処理が困難で、市民生活に混乱を生じる</li> <li>・運搬手段のない市民は路上や近隣空地に排出し、放置状態が続く</li> </ul>
く 国・県・他市町村 ・組合との連携	<p>災害発生時の具体的な国、県、他市町村等との連携・協定がないと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県・他市町村への支援要請の具体化に時間を要する</li> <li>・1自治体の処理能力を超過する災害が発生した時、具体的な処理戦略が迅速に描けない</li> <li>・一部事務組合に一般廃棄物処理を頼っている市町村は、災害廃棄物への具体的対応が遅れがち</li> </ul>
け 計画	<p>市町村、県が災害廃棄物処理計画を未策定であると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応が後手に回り、全てが緊急対応の業務となって、日々仕事に追われる</li> <li>・収集、仮置き、処理に対応する十分な体制が組めず、災害廃棄物の滞留・処理の遅れが発生</li> <li>・発生量の推計、処理フローの構築による処理実行計画の策定に手間取る</li> </ul>
こ 広報	<p>災害廃棄物対応の戦略決定に手間取ると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の排出方法等の明確な広報が遅れると、市民生活に混乱を生じる</li> <li>・排出秩序が形成されず、分別の乱れと便乗排出を食い止めることができない</li> <li>・結果として処理困難な大量の混合ごみを抱える</li> </ul>

(注) 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターの資料を参考に、当局が作成した。

○ 結果報告書等は、東北管区行政評価局のホームページに掲載しています。  
<http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku.html>

〈照会先〉  
 総務省東北管区行政評価局  
 評価監視官 佐々木 猛 ☎ 022-262-9234  
 評価監視調査官 佐野 友則 ”

## 災害廃棄物処理対策に関する行政評価・監視結果に基づく通知に対する改善措置状況(詳細版)

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成30年5月～12月
- 2 調査対象機関等 環境省東北地方環境事務所、県(6)、市町村(227)、関係団体
- 3 調査担当 総務省東北管区行政評価局評価監視部第2評価監視官

【通知日及び通知先】 平成30年12月4日 環境省東北地方環境事務所

【回答年月日】 令和元年5月31日

### 【調査の背景事情等】

東日本大震災等の災害で発生した大量の災害廃棄物は、その処理の遅れにより、ハエや蚊などの衛生害虫や悪臭が生じて生活環境に悪影響を及ぼすとともに、仮置場で自然発火して火災も発生するなど、早期復旧の妨げとなった。

このような教訓を踏まえ、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害(注)時にも、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるようにするため、平時の備えから発災時の対応に至るまで切れ目なく必要な対策が講じられるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)と災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が改正され、平成27年8月に施行されている。

この法改正を受けて環境省は、平成28年1月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年環境省告示第34号)を改正し、

- ① 環境省地方環境事務所が中心となって、地域ブロックを単位とした大規模災害発生時の災害廃棄物対策行動計画を策定すること、
  - ② 県、市町村は災害廃棄物処理計画を策定すること
- などを追記している。

この行政評価・監視は、災害発生時、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるようにする観点から、国、県、市町村の取組状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

(注) 大規模災害とは、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような著しく異常かつ激甚な非常災害であり、非常災害の中でも災害対策基本法に基づく特例の適用を想定した災害を指す。

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p>1 災害廃棄物処理計画の策定【かきく<del>け</del>こ】</p> <p>東北地方環境事務所は、県、市町村における実効性のある処理計画の策定と処理対策を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 処理計画を未策定の県、市町村に対しては、その取組状況を把握し、処理計画を策定する上での課題や県、市町村が必要とする情報を整理した上で、処理計画の策定に資する資料（策定マニュアル・ひな型・策定例等）や対策指針の最新の技術資料の提供などの効果的な支援を行うこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画策定済みは</li> <li>6県中5県、227市町村中18市町村(7.9%)</li> </ul> </div>	<p>○ 災害廃棄物処理計画については、その策定を促すために各県での説明会や、手引きの配布、その他事例の紹介など様々呼びかけを行っているが、東日本大震災を経験した東北ブロックで計画策定率が低いままであることは、いつ大規模災害が発生するか分からない現在において好ましいことではない。</p> <p>まずは、処理計画を未策定の県、市町村の取組状況、処理計画を策定する上での課題、必要とする情報を把握するとともに、東北ブロック内の県、市町村から処理計画を収集したところ。</p> <p>令和元年度の災害廃棄物対策東北ブロック協議会（以下「協議会」という。）や各県説明会においては、処理計画策定の際の課題や障害、策定の際に県・市町村が必要とする情報を整理するとともに、処理計画の策定に資する資料を提供し、県・市町村の課題等を解決できるように図っていくこととする。</p> <p>また、環境本省と共に、処理計画の基礎資料の考え方・作</p>

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p>また、災害廃棄物処理計画策定モデル事業参加市町村から処理計画策定の課題・困難点などを把握し、知見及び対応策を県、市町村と共有するなど、今後の処理計画の策定支援に活用すること。</p> <div data-bbox="315 762 1113 906" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画策定モデル事業の実施により顕在化した課題を把握・分析しておらず、処理計画の策定支援に未活用</li> </ul> </div> <p>② 処理計画を策定していても対策指針を踏まえた処理対策を講じていない県、市町村に対しては、災害廃棄物の発生量の推計、処理フローの作成など、適切な処理対策を講じるよう、指</p>	<p>り方などを中心に、県をヘッドにして一堂に会しての、ワークシート研修形式での支援事業を構想中である。</p> <p>対策指針の技術資料については、平成31年4月に改定し、令和元年5月16日付けで、県、市町村に提供した。</p> <p>○ 災害廃棄物処理計画策定モデル事業参加市町村から処理計画策定の課題・困難点を把握した結果、一部事務組合・構成市町村、防災担当部局との事前調整が必要であることや、周辺施設の処理余力の把握が災害協定の検討などに重要な情報であることが判明した。</p> <p>把握した知見及び課題・困難点への対応策を整理し、令和元年度の協議会や各県説明会において周知する予定である。</p> <p>今後も、モデル事業においては、処理計画の完成形を提供するのではなく、策定過程の中で具体性を含ませ実効性を確保するなど、事業実施市町村と共に課題・困難点などを整理して、他の市町村の処理計画策定に資する情報をしっかりと提供できるようにし、これをもってブロック全体の処理計画策定促進へと繋げていきたいと考えているところ。</p> <p>○ 東北ブロック内の県、市町村から策定済みの処理計画を収集し、対策指針を踏まえた処理対策が講じられているか点検する必要がある。</p>

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p data-bbox="309 288 589 320">導・助言を行うこと。</p> <div data-bbox="315 376 1113 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="338 387 887 419">【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul data-bbox="338 435 1077 608" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="338 435 1077 608">・ 処理計画を策定している18市町村でも、災害廃棄物の発生量や処理フローの作成など、対策指針で特に留意すべき重要な事項とされている点について処理対策を講じていないものあり</li> </ul> </div>	<p data-bbox="1171 288 1966 608">処理計画は、策定することが目的ではなく、担当者や関係者が具体的に災害廃棄物に対応するためのものであるから、点検の結果、処理計画を策定しただけで現実の具体的処理対策の検討が滞っている県、市町村に対しては、令和元年度の協議会や各県説明会において災害廃棄物の発生量の推計、処理フローの作成など、適切な処理対策を講じるよう指導・助言していきたい。</p> <p data-bbox="1171 627 1966 802">その際、災害廃棄物の発生量の推計、処理フローの作成などに資する資料の提供など、県や市町村が必要とする情報を提供し、また、既に作成している自治体の事例の共有を図るなど、必要な助言を行っていくこととする。</p>

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p data-bbox="255 288 851 320"><b>2 国・県・他市町村との連携【かき<sup>く</sup>けこ】</b></p> <p data-bbox="280 336 1106 464">東北地方環境事務所は、大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時に、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できる行政機関間の連携体制を構築する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="280 528 1106 751">① 市町村間の協定の締結については、発災時に被災市町村が他市町村から速やかに協力を得られるように、市町村間の協定の締結状況及び協定の内容を、県を通じて把握し、協議会等を活用して、協定内容の確認及び協定の締結を市町村に促すこと。</p> <div data-bbox="315 810 1111 959" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="338 820 884 852">【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul data-bbox="338 868 757 948" style="list-style-type: none"> <li>・他市町村と活用可能な協定ありは 225市町村中124市町村（55.1%）</li> </ul> </div> <p data-bbox="280 1015 1106 1190">② 東北ブロックにおける広域的な処理方針については、東北ブロック内で被害想定を共有するとともに、東北ブロック行動計画において、ブロック内での相互の受入体制、他の地域ブロックとの連携方策などの構築を進めていくこと。</p> <div data-bbox="315 1249 1111 1342" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="338 1259 884 1291">【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul data-bbox="338 1307 862 1339" style="list-style-type: none"> <li>・東北ブロックの広域的な処理方針が未設定</li> </ul> </div>	<p data-bbox="1146 528 1966 703">○ 市町村間の協定については、自治事務の範囲ではあるが、発災時に市町村が他の市町村から速やかな協力を得られるよう、令和元年度に、県を通じて協定の締結状況を把握していくこととしたい。</p> <p data-bbox="1171 719 1966 895">また、令和元年度の協議会において、協定の締結状況の共有の他にも協定内容の確認や、参考となる事例や情報の提供などを行い、市町村間の連携・受援体制整備を促していくこととしたい。</p> <p data-bbox="1146 1015 1966 1286">○ 東北ブロックにおける広域的な処理方針については、被害想定についての検討を進めるとともに、令和元年度の協議会において、実際のブロック内の相互の受入体制、役割分担の検討、各県の被害想定・県内の状況の共有などを行うことで、県域を越える災害が発生した際に臨機応変に対応できるようにしていきたい。</p> <p data-bbox="1196 1302 1966 1334">また、他の地域ブロックとの連携方策も、本省や他のブロ</p>

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p>③ 危険物及び処理困難物の処理可能量など、災害発生時の処理方針を検討するために必要な重要情報については、協議会及び県を通じて把握し、東北ブロック内の関係者間で情報共有すること。</p> <div data-bbox="315 619 1111 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北ブロック内の災害廃棄物処理対策の重要情報の中には、把握・共有が行われていないものあり</li> <li>（有害物質等により汚染された災害廃棄物の発生可能性、危険物及び処理困難物の発生可能性・処理可能な廃棄物処理施設とその処理能力、仮置場・仮設処理施設の候補地リスト、民間事業所等のBCP（事業継続計画）の策定状況、地方公共団体の災害協定等の締結状況）</li> </ul> </div>	<p>ックと協力しながら検討を進めてまいりたい。</p> <p>○ 危険物及び処理困難物の処理可能量などについては、地域による排出量や種類の把握などをリアルタイムで情報をまとめていくことは難しいが、東北ブロック内の処理可能施設や処理技術などを把握し、今後の協議会において情報提供し、処理方針にも反映できるよう図ってまいりたい。</p>

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p><b>3 関係団体との協定【かきくけこ】</b></p> <p>東北地方環境事務所は、発災時に市町村が関係団体からの速やかな協力を得られる体制を構築する観点から、市町村と関係団体との協定の締結状況を県を通じて把握した上で、市町村に対し、協議会等を活用して協定の締結及び協定内容の見直しや県協定の活用について説明する等、受援体制の整備も含めた体制構築の支援を行う必要がある。</p> <div data-bbox="313 667 1113 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿等収集について関係団体と協定締結済み・県協定を活用は 225市町村中118市町村(52.4%)</li> <li>・廃棄物撤去について関係団体と協定締結済み・県協定を活用は 225市町村中141市町村(62.7%)</li> <li>・家屋解体について関係団体と協定締結済み・県協定を活用は 225市町村中106市町村(47.1%)</li> </ul> </div>	<p>○ どのような団体とどのような協定を結ぶかは、自治事務の範囲ではあるが、発災時に市町村が関係団体からの速やかな実効性のある支援・協力を得られるよう、令和元年度に、県を通じて各自治体等の協定の締結状況を把握していくこととしたい。</p> <p>また、令和元年度の協議会において、協定の締結状況の共有の他にも協定内容の確認や被災自治体における受援体制の具体化、県協定の活用について確認をしあう等、継続的な情報の更新を行うことで関係団体との連携・受援体制整備を促していくこととしたい。</p>

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p data-bbox="257 287 761 319"><b>4 仮置場候補地の選定【かきくけこ】</b></p> <p data-bbox="280 335 1108 606">東北地方環境事務所は、発災時に速やかに災害廃棄物を処理する観点から、市町村が仮置場候補地を選定する上での課題を把握した上で、仮置場の具体的選定方法や必要面積の推計方法など、選定を促進するために必要な指導・助言を協議会及び県と連携して行い、適切な仮置場候補地の選定を促進する必要がある。</p> <div data-bbox="313 662 1108 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="336 678 884 710">【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul data-bbox="336 726 716 805" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="336 726 649 758">・仮置場候補地選定済みは</li> <li data-bbox="336 774 716 805">225市町村中47市町村(20.9%)</li> </ul> </div>	<p data-bbox="1142 335 1971 558">○ 発災時に速やかに災害廃棄物を処理する観点から、市町村が仮置場候補地を選定しておくことは重要である。その際、災害の状況・廃棄物の量によって適地が変わることが考えられるため、複数の「候補地」をあらかじめ検討しておくことが有効であると考え。</p> <p data-bbox="1164 574 1971 901">あらかじめ候補地を検討するためには、想定される災害の種類による必要面積の推計方法や、その周辺環境の考慮など、専門的知識を持って判断する部分が多いため、令和元年度の協議会においても、「必要面積の推計方法」や「仮置場選定のチェックリスト」の活用の説明等を行い、各市町村が平時の段階で仮置場候補地の検討を進めることが出来るよう、必要な情報提供を含め助言を行っていきたいと考えている。</p>

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p><b>5 仮置場の場所や受入可能品目等の広報方策【かきくけこ】</b></p> <p>東北地方環境事務所は、発災直後の災害廃棄物の排出方法等をめぐる市民生活の混乱を防止する観点から、市町村に対し、各市町村の事情により異なってくる仮置場の場所や受入可能品目等の事項について、発災直後に速やかに広報できるように、事前にチラシの案を作成することなどを盛り込んだ、住民にとって分かりやすい具体的な広報手順をあらかじめ決めておくよう指導・助言する必要がある。</p> <div data-bbox="313 715 1111 860" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報方策策定済みは</li> <li>18市町村中(処理計画策定済みの市町村)12市町村(66.7%)</li> </ul> </div>	<p>○ 災害時の受入可能品目や収集方法は、災害の状況・各自治体により異なっているが、発災の際の災害廃棄物の排出方法等をめぐって排出方法や品目等を明確に示した広報は必要と認識している。</p> <p>また、便乗ゴミの排出抑制のため、令和元年度に、協議会等を通じて、市町村の広報方策の検討状況、県の広報方策や、過去に利用された広報用チラシ等の共有を図り、必要な情報を共有した上で、市町村に事前にチラシの案を作成することなどを盛り込んだ、具体的な広報手順や手段をあらかじめ決めておくよう促していくこととしたい。</p>

通 知 事 項 要 旨	回 答 要 旨
<p><b>6 その他（災害廃棄物の処理対策に係る人材の育成）</b></p> <p>東北地方環境事務所は、災害廃棄物処理対策に係る地方公共団体の人材育成を図る観点から、協議会や説明会等を活用して、災害廃棄物処理対策の知見を有し、県・市町村（地方公共団体）の中核となる職員を養成するなど、地方公共団体職員の人材育成に係る取組を積極的に展開する必要がある。</p> <div data-bbox="313 619 1111 906" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【調査結果のポイント】（平成30年6月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の教育・訓練の実施は 18市町村中(処理計画策定済みの市町村)1市町村(5.6%)</li> <li>・県は、国に対し、市町村担当職員を対象とする体系的な研修の開催や県職員を対象とした講師及びファシリテーター（合意形成、相互理解のサポート役）の育成を要望</li> </ul> </div>	<p>○ 各県で行っている説明会や、協議会にあわせて企画・開催しているセミナーの他に、平成 30 年度は希望する 4 県で人材育成事業（図上演習）を行い、現実の発災時の対応に近い状況での対応手法について学んでいただいたところ。令和元年度も人材育成を強力に進めていくため、協議会においても各県での事業を引き続き実施していきたい。</p> <p>特に、画一的な研修の押しつけではなく研修のコース（グレード）を複数用意するなどして、初動時に重点を置いた人材育成や中核となりファシリテーターを担える人材の育成にも資するような、多様な人材育成研修を展開できるようにしてまいりたい。</p>